

●香川県監査委員公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年12月3日

香川県監査委員 三谷 和夫
同 大西 均
同 高田 良徳
同 新田 耕造

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 納税貯蓄組合連合会に対する補助金について、補助対象外の経費に対し交付決定をしていた。(県税事務所)</p> <p>(イ) 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。(営繕課)</p> <p>(ウ) 超過勤務手当の支給について、支給が漏れているものがあった。(財産経営課、人事・行革課)</p> <p>(エ) 職員の県外出張について、旅費の支給漏れがあった。また、自家用公務使用申請書も出ていなかった。(職員課)</p> <p>(オ) 自家用車の公務使用について、あらかじめ旅行命令者の承認を受けていないものがあった。また、自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。(文書館)</p> <p>イ 契約について</p> <p>(ア) 清掃業務委託に係る予定価格</p>	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 実績報告書提出時に、補助対象経費のみを計上していることを確認の上、交付決定額より減額して額の確定を行った。</p> <p>(イ) 直ちに旅費を支給した。今後は、自家用車公務使用申請書と旅費システムの入力内容の照合確認を徹底する。</p> <p>(ウ) 直ちに修正入力をし、手当の支給手続を行った。今後は、支給に誤りがないよう、毎月、関係書類を突合し確認を徹底する。</p> <p>(エ) 予備調査日に該当職員に説明し、直ちに自家用車公務使用申請書を提出させ、旅費の支給を行った。今後は、総務担当者において自家用車公務使用申請書と出張報告の確認を徹底する。</p> <p>(オ) 直ちに自家用車公務使用申請書を作成し、旅行命令者の承認を受けた。また、旅費が支給されていないものは追給の手続きを行った。今後は、旅費システム入力の際に、自家用車公務使用申請書の確認を徹底する。</p> <p>イ 契約について</p> <p>(ア) 平成31年度から、清掃業務委</p>

	<p>の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としていなかった。（県税事務所）</p> <p>(イ) 職員住宅消防設備保守点検業務委託について、業務委託期間が終了する前に履行確認をし、委託料を支払っていた。また、成果の報告書の提出も受けていなかった。</p> <p>（職員課）</p> <p>ウ 物品について 重要物品の廃棄処分の手続を行っていないものがあった。（財産経営課）</p> <p>エ その他について 前年度指導していたにもかかわらず、調定額整理簿などに自主検査実施後の検査済の表示がされていなかった。（財産経営課）</p>	<p>託積算基準による設計金額に基づき、予定価格を作成した。</p> <p>(イ) 今後は、履行確認を業務委託期間終了後に行うよう徹底する。また、直ちに受託者から委託業務完了報告書を提出させた。</p> <p>ウ 物品について 建物に固定していることから、解体撤去工事の完了報告を待って廃棄処分の手続を行う予定であったが、指導を受けて直ちに手続を行った。今後は、解体撤去工事の着手前に廃棄処分の手続を行う。</p> <p>エ その他について 直ちに自主検査済の表示を行った。今後は、自主検査の手引きに基づき、適正な自主検査を行うとともに複数の職員による確認を徹底する。</p>
検討指示事項	県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、複式簿記で会計を行うこと、及び当該所属職員以外の者で会計事務の検査を行うことについて、「県に事務所を置く任意団体等の設置及び運営に係る指針」の見直しを検討する必要がある。（人事・行革課）	適切な事務執行が担保されるよう、「県に事務所を置く任意団体等の設置及び運営に係る指針」の見直しの検討を行っているところである。